

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記規則の一部を改正する省令の概要について

1 概要

本件は、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号）において、「国民年金法」（昭和34年法律第141号）第13条及び附則第7条の4第2項等が削除され、国民年金手帳については令和4年4月1日をもって廃止するとともに、その代替手段として、新たに国民年金の被保険者になった者等には、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（令和3年厚生労働省令第115号。以下「改正省令」という。）による改正後の「国民年金法施行規則」（昭和35年厚生省令第12号。以下「年金規則」という。）第1条第1項に規定される基礎年金番号通知書が交付されることとなったことから、同法第13条第1項に規定する国民年金手帳を引用する「不動産登記規則」（平成17年法務省令第18号。以下「不登規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

2 不登規則の現行規定の内容

資格者代理人による本人確認情報の提供について規定する不登規則第72条第2項では、同条第1項第3号に規定する場合（資格者代理人が申請人の氏名を知らず、又は当該申請人と面識がない場合）において、資格者代理人が申請人について確認をするときは、同条第2項第1号から第3号までに掲げる方法のいずれかにより行うものとするところ、そのうち同項第2号では、資格者代理人が申請人から提示を求めるものとして、国民健康保険等の被保険者証や健康保険日雇特例被保険者手帳等のほか、「国民年金手帳」が掲げられている。

3 不登規則の改正の必要性

今般の国民年金法の改正により、国民年金手帳は令和4年4月1日をもって廃止され、その代替手段として、新たに国民年金の被保険者になった者等には、「基礎年金番号通知書」が交付されることとされた（年金規則第10条第1項及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第81条第1項）。

そこで、現行の不登規則第72条第2項第2号に掲げる「国民年金手帳（国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。）」を、新たに交付されることとなる「基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）」に改正することが必要となる。

なお、基礎年金番号通知書には、国民年金手帳と同様、氏名（片仮名で振り仮名を付す）及び生年月日が記載される（年金規則第10条第2項第2号）こ

とから、当該通知書を不登規則第72条第2項に掲げる資格者代理人による本人確認情報の一つとすることに支障はない。

4 改正の内容

不登規則第72条第2項第2号に掲げる「国民年金手帳（国民年金法（昭和34年法律第141号）第13条第1項に規定する国民年金手帳をいう。）」を、「基礎年金番号通知書（国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）第1条第1項に規定する基礎年金番号通知書をいう。）」に改めることとする。

5 経過措置

国民年金手帳の既交付者については、改正省令の施行日以後も基礎年金番号通知書が交付されないところ、改正省令では、施行日時点で現に交付されている手帳について、年金関係手続の請求書等に添付する書類として引き続き使用することが可能となるよう、「この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳は（中略）基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなす。」との経過措置が設けられている（改正省令附則第6条）。

このように、国民年金手帳は施行日以後も基礎年金番号を明らかにすることができる書類として引き続き年金関係手続において使用することが可能であることを踏まえると、同手帳を不登規則第72条第2項第2号における本人確認書類として引き続き認めることとしても差し支えないと考えられる。

したがって、本省令案においても、改正省令に倣い、国民年金手帳の交付を受けている者についての不登規則第72条第2項第2号の規定の適用については、なお従前の例による旨の経過措置を設けることとする。

6 施行期日

令和4年4月1日